

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

平成30年12月 7日

奈良県知事 荒 井 正 吾



第1 競争入札に付する調達の内容

1 業務名

持続可能な観光に係る国際シンポジウムにおける歓迎レセプション及びテクニカルビジット実施業務

2 業務内容

平成31年2月4日（月）から同年2月6日（水）にかけて、奈良県で開催される「持続可能な観光に係る国際シンポジウム（以下「国際シンポジウム」という。）」において、開催地としてのローカルサポート及び参加者へのおもてなしを行うため、奈良県主催レセプション及びシンポジウム参加者向けテクニカルビジットを実施する。

3 業務期間

契約締結日から平成31年3月20日（水）

4 入札方法

入札は、総計金額（国際シンポジウムにおける歓迎レセプション及びテクニカルビジット実施業務に係る経費及びこれらに付随する作業に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる会社更生事件に係る改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てを

していない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目：「Q5（①広告・イベント業務）」又は「Q7諸サービス ④旅行業（旅行企画等含む）」で登録している者であること。（ただし、提案書提出時点において登録申請中であれば可とする。）

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせして下さい。

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 会計局 総務課 調達契約係（奈良県庁 主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 過去5年間（平成25年10月1日～平成30年9月30日）に、100名以上が参加する当該国際シンポジウムと同等の国際的なフォーラム等に付随するレセプション及びエクスクーシヨンの企画・運營業務の元請実績を有していること。
- (8) 奈良県内に本社、支社、もしくは営業所（奈良県に対する競争入札参加資格を有するものに限ります。）を有すること。

第3 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 地域振興部観光局 観光プロモーション課 MICE推進係

電話 0742-27-8479（ダイヤルイン）

- 2 入札説明書等の交付期間

- (1) 日 時 平成30年12月7日（金）から平成30年12月20日（木）まで（日曜日、祝日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場 所 第3の1に同じです。

- 3 入開札の日時及び場所

平成31年1月7日（月）午前10時

奈良県庁 主棟6階 入札室（奈良市登大路町30）

第4 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- 2 入札保証金

免除します。

- 3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1

項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書と、第2の(7)に関し確認できる書面を平成30年12月20日(木)午後5時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、第3の3に示す日時及び場所において、入札してください。

(3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認

められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

(1) 本業務に係る予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合があります。その場合、奈良県は、手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。